

第28回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長：ただ今から、第28回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局長：ありがとうございました。
それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長：それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号については農地法第3条の許可申請なので本会議で審議します。

議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和7年9月18日受付

この申請は、売買による集合住宅用地への農地転用です。

<議案第2号番号1について説明>

次に、番号2 令和7年9月19日受付

この申請は、売買による一般住宅用地への転用です。

<議案第2号番号2について説明>

部会長：現地確認に行く前に何か質問はありますか。

(質疑なし)

それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

<現地確認後>

部会長：現地確認お疲れさまでした。
それでは、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、議案第2号 番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

第28回 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局長：ただ今から、第28回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
今年の米の概算金だが、30,000円を超えることが確実。また、2022以降外国人の農地取得が420haとのこと。懸念事項である。

事務局長：ありがとうございました。
それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は11名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 11番 原泰治 委員 12番 深町 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長：それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和7年9月1日受付
この申請は売買による所有権移転の申請です。

<議案第1号番号1について説明>

以上で議案第1号 番号1の説明は終わりです。

議 長：それでは、議案第1号 番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり
許可 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号1は原案のとおり **許可** と決定いたします。

議 長 : 次に、議案第 2 号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請について説明します。

番号 1 令和 7 年 9 月 1 8 日受付

この申請は、売買による集合住宅用地への農地転用です。

<議案第 2 号番号 1 について説明>

以上で議案第 2 号 番号 1 の説明は終わりです。

議 長 : それでは、議案第 2 号 番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては **許可相当** と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり
許可相当 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号 1 は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議 長 : 次に、番号 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 次に、番号 2 令和 7 年 9 月 1 9 日受付

この申請は、売買による一般住宅用地への転用です。

<議案第 2 号番号 2 について説明>

以上で番号 2 の説明は終わりです。

議 長 : それでは、番号 2 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を
部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては **許可相当** と判断いたしました。

議長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案のとおり **許可相当** とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号2は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議長 : 次に、追加の議案として議案第3号がありますので、議案第3号について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議案第3号 市街化区域編入に伴う農振除外について説明いたします。福島地区内の農地を市街化区域に編入するため、農振除外の手続を行うもので、農業への影響について意見を求めるものとのことです。

<農業振興係、都市計画係から説明>

議長 : それでは、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

11番委員 : 編入区域を水路が通っている。市街化された面積分の雨水が流入するが、水が飲みこめるか心配。

事務局 : 貯留池で対応可能との想定だ。

2番委員 : 物や人が落ちても困るので、水路は暗渠の方がいいのでは？

事務局 : 開渠でフェンス設置を予定している。

13番委員 : 文化センター建設の時もそうだったが、中央を通さず外周を迂回させた方が今後のためには良い。

5番委員 : 商業施設ができるということで、区域東側の道路に車両が増えるのではないか。東側道路は農耕車も利用するため、混雑や事故など心配。

議長 : それでは、今回の市街化区域編入に伴う農振除外について、農業委員会では農地に支障を及ぼすような問題や意見はなしといたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況については、相続で4件受理しております。

報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況については、1件受理しております。

報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況については、2件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

それでは、報告事項について終了とします。

議 長 : 続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○玉村町社会福祉協議会からの依頼について【社協が会議に参加、冒頭に】

○ぐんま農業委員会女性ネットワークによる女性農業委員登用活動について

○農業委員選出の従来の方針について【村田係長説明】

○次年度のたまねぎじゃがいも栽培について

議 長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長 : これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。